

## 女性活躍推進法に基づく

### 男女の賃金の差異の公表について

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	72.9%
正規労働者	69.8%
非正規労働者	120.1%

#### ●付記事項

対象期間：令和4年1月1日から令和4年12月31日

正 規：フルタイム勤務労働者

非 正 規：パートタイム労働者